平成２７年（フ）第９９４号
東京都昭島市朝日町２丁目５番18号メゾン・ジュン・アサヒ202号
債務者　坂本　公一
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９２８号
東京都昭島市中神町1298番地77
債務者　原　　寿江（旧姓熊倉）
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０１９号
東京都府中市紅葉丘１丁目28番地３―305
債務者　千田ひとみ
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４７３号
岡山市中区平井1094番地４岡山市平井サンホーム218号室、旧住所岡山市中区藤崎701番地８
債務者　藤原　亮助
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９２号
岡山市中区藤崎430番地１
債務者　小割　美紀
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５２号
栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢1251番地２
債務者　荒井登母子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８９号
石川県加賀市山中温泉下谷町ニ329番地　大下アパート１階１号室、従前の住所愛知県丹羽郡大口町垣田８番地　県営大口住宅４棟202号
債務者　藤浦　琢人
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月25日午後２時30分
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第７０号
長野県佐久市野沢432番地１　サープラスリール102
債務者　三堀　恭子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第７６号
熊本県八代市千丁町新牟田新2521番地14
債務者　園田　茂子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月25日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第１０２２号
東京都国分寺市泉町３丁目30番２―305号都営泉町三丁目アパート
債務者　荒井　義雄
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月25日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５９号
熊本県球磨郡球磨村大字渡乙3605番地１
債務者　立野　哲也
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第６０号
熊本県人吉市鬼木町745番地１
債務者　愛甲壽美子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第６５９号
静岡市葵区坂ノ上895番地の１、旧住所静岡市葵区上足洗３丁目４番８号
債務者　勝見　晴夫
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第６０号
鹿児島県鹿屋市寿５丁目１番10号
破産者　有限会社前川商店
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第９３７号
東京都新宿区北新宿４丁目９番12号
破産者　株式会社ネグネット
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係